○独立行政法人鉄道建設·運輸施設整備支援機構法施行令(抜粋)

平成15年6月27日 政令第293号

(鉄道施設の貸付料の額等の基準)

- 第六条 前条第一項の規定により同項第一号に掲げる鉄道施設を貸し付ける場合における 毎事業年度の貸付料の額は、次に掲げる額の合計額に相当する額を基準として定めるもの とする。
 - 一 当該鉄道施設に係る旅客鉄道事業(次項第一号及び第二号において「新幹線鉄道事業」 という。)の開始による当該新幹線営業主体である鉄道事業者の受益の程度を勘案し、 当該新幹線営業主体である鉄道事業者が毎事業年度支払うべき額として国土交通大臣 が定める方法により算定した額
 - 二 当該事業年度の当該鉄道施設に係る租税及び管理費(当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む。)の合計額
- 2 前項第一号の受益は、第一号に掲げる収支が第二号に掲げる収支より改善することによ り当該新幹線営業主体である鉄道事業者が受けると見込まれる利益をいうものとする。
 - 一 新幹線鉄道事業及び関連鉄道施設(新幹線鉄道事業の開始により旅客輸送量が相当程度増加又は減少すると見込まれる当該新幹線営業主体である鉄道事業者の営業する鉄道に係る鉄道施設をいう。次号において同じ。)に係る旅客鉄道事業について、当該新幹線営業主体である鉄道事業者が新幹線鉄道事業を開始した場合において見込まれる収支
 - 二 新幹線鉄道事業の開始により当該新幹線営業主体である鉄道事業者が廃止すること となる旅客鉄道事業及び関連鉄道施設に係る旅客鉄道事業について、当該新幹線営業主 体である鉄道事業者が新幹線鉄道事業を開始しなかったと仮定した場合において見込 まれる収支
- 第七条 第五条第一項の規定により同項第二号に掲げる鉄道施設を貸し付ける場合における毎事業年度の貸付料の額は、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号に掲げる額を減じて得た額に相当する額を基準として定めるものとする。
 - 一 当該鉄道施設の建設に要した費用(当該鉄道施設の建設に係る借入れに係る貸付時までに生じた利子(国土交通大臣が指定する利率により生ずるものとして計算したものに限る。)並びに鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券(以下「機構債券」という。)に係る

債券発行費及び債券発行差金並びに当該鉄道施設に係る租税(貸付時までの期間に係る ものに限る。)を含む。次号及び次項第一号において同じ。)のうち借入れに係る部分を 国土交通大臣が指定する期間及び利率による元利均等半年賦支払の方法により償還す るものとした場合における当該事業年度の半年賦金の合計額

- 二 国土交通大臣が定める方法により計算した当該事業年度の当該鉄道施設に係る減価 償却費の額に、当該鉄道施設の建設に要した費用のうち借入れに係る部分以外の部分の 額を当該鉄道施設の建設に要した費用の額で除して得た率を乗じて計算した額
- 三 当該事業年度の当該鉄道施設に係る機構債券に係る債券発行費及び債券発行差金並 びに租税及び管理費(当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む。) の合計額
- 四 機構が当該事業年度において当該鉄道施設に関し政府の補助(第一号の借入れに係る利子についての補給金を除く。)を受けた場合にあっては、当該補助を受けた金額
- 2 第五条第二項の規定により同項第一号に掲げる鉄道施設を譲渡する場合における譲渡 価額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じて得た額に相 当する額を基準として定めるものとする。
 - 一 譲渡しようとする鉄道施設の建設に要した費用の額
 - 二 旅客会社又は貨物会社が当該鉄道施設に関し既に支払った貸付料の合計額(前項第一号の額のうち利子に相当する部分及び同項第三号の額の合計額に相当する額を除く。)
 - 三 機構が当該鉄道施設に係る減価償却費に関し既に政府の補助を受けた場合にあって は、当該補助を受けた金額
- 第七条の二 第五条第一項の規定により同項第三号に掲げる鉄道施設又は軌道施設を貸し付ける場合における毎事業年度の貸付料の額は、認定速達性向上事業者に貸し付ける場合にあっては都市鉄道等利便増進法第五条第五項に規定する認定速達性向上計画(同項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に記載された同条第二項第五号に規定する使用料の額とし、認定駅施設利用円滑化事業者に貸し付ける場合にあっては同法第十四条第十二項に規定する認定交通結節機能高度化計画(同項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に記載された同条第三項に規定する使用料の額とする。
- 第八条 第五条第二項の規定により同項第二号に掲げる鉄道施設又は軌道施設を譲渡する場合における譲渡価額は、当該鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良に要した費用(当該鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良に係る借入れに係る譲渡時までに生じた利子

(国土交通大臣が指定する利率により生ずるものとして計算したものに限る。)並びに機構 債券に係る債券発行費及び債券発行差金並びに当該鉄道施設又は軌道施設に係る租税を 含む。)のうち機構が負担した額とする。

- 2 第五条第二項の規定により同項第二号に掲げる鉄道施設又は軌道施設を譲渡する場合 における対価は、国土交通大臣が指定する期間を支払期間とする割賦支払の方法により支 払うべきものとし、その支払額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 当該鉄道施設又は軌道施設の譲渡価額を元本とする元利均等半年賦支払(その利率は、 国土交通大臣が指定する率とする。)の方法による元利支払額
 - 二 当該国土交通大臣が指定する期間内の当該鉄道施設又は軌道施設に係る機構債券に 係る債券発行費及び債券発行差金並びに管理費(当該鉄道施設又は軌道施設に係るもの として配賦した管理費を含む。)の合計額
- 3 第一項の国土交通大臣が指定する利率及び前項第一号の国土交通大臣が指定する率は、 当該鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良に係る借入れに係る利子(機構が当該借入れ に係る利子について補給金を受けた場合にあっては、当該補給金の額に相当する額を控除 した額)を基礎として算出した率とする。
- 4 第二項第一号の国土交通大臣が指定する率が変更された場合においては、同項の国土交通大臣が指定する期間のうち当該変更後の期間に係る同項の支払額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 当該鉄道施設又は軌道施設の譲渡価額から当該変更前に支払った第二項第一号の元 利支払額のうち元本に相当する額を控除した額を元本とする元利均等半年賦支払(その 利率は、当該変更された率とする。)の方法による元利支払額
 - 二 当該変更後の期間に係る第二項第二号に掲げる額

附 則

(本州と北海道を連絡する鉄道施設の貸付料の基準)

第五条 旧日本国有鉄道清算事業団法附則第九条第二項第一号に規定する鉄道施設を貸し付ける場合における毎事業年度の貸付料の額は、第七条第一項の規定にかかわらず、当該事業年度の当該鉄道施設に係る租税及び管理費(当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む。)の合計額に相当する額を基準として定めるものとする。